

新潟市児童発達支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する児童発達支援として、心身に障害を有する児童を通園によって指導し、もって児童の福祉増進を図るため必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 児童発達支援事業は、新潟市立かやま保育園内ぱんだ組において次に掲げるサービスの提供を行うものとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の指導
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 給食サービス
- (4) その他市長が必要と認める事業

(事業を実施しない日)

第3条 事業を実施しない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(事業の実施時間)

第4条 事業の実施時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(利用対象者)

第5条 児童発達支援事業を利用することができる者は、次に掲げる就学前児童とする。

- (1) 法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費の支給の決定を受けた者

(2) 法第21条の5の4第1項に掲げる場合において、同項の規定により特例障害児通所給付費の支給が必要であると市長が認めた者

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合又は事業所の管理運営上支障があると認められる場合は児童発達支援事業の利用を制限することができる。

(行為の制限)

第7条 利用者は、事業所内において次の行為をしてはならない。

- (1) 他の者に迷惑を与える行為をすること。
- (2) 事業所の施設、設備等を損傷する行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業所の管理運営上支障があると認める行為をすること。

(費用の徴収)

第8条 市長は、扶養義務者から、児童発達支援事業に要した費用として、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 第5条第1項第1号に該当する利用者に係る費用 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額及び同条第1項に定める通所特定費用の額
- (2) 第5条第1項第2号に該当する利用者に係る費用 法第21条の5の4第2項に掲げる、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)及び第21条の5の3第1項に定める通所特定費用の額

(費用の免除)

第9条 市長は、特別な理由により前条に掲げる費用を納入することができないと認める場合は、その費用の額の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第 10 条 利用者は、事業所の施設、設備等を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条に規定する費用は、平成 17 年 3 月末日利用分までは、従前の豊栄市障害児通園事業に関する条例の例により徴収し、平成 17 年 4 月 1 日利用分以後は、市長が別に定める基準について、平成 17 年度は D 7 階層を上限とし、平成 18 年度は D 11 階層を上限とし、平成 19 年度より全階層適用とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市児童デイサービス事業実施要綱第 8 条の規定は、平成 18 年 4 月の利用に係る費用として徴収するものから適用し、同年 3 月まで利用に係る費用として徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市児童発達支援事業実施要綱第8条の規定は、平成24年4月の利用に係る費用として徴収するものから適用し、同年3月まで利用に係る費用として徴収するものについては、なお従前の例による。